【フラット35】金利引き下げメニューの組み合わせいろいろ！！！

子育てを支援するため【フラット35】を拡充

❶子どもの人数等に応じて金利を引下げ

【フラット35】子育てプラスを新設し、子育て世帯※1または若年夫婦※2に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げ
（【フラット35】S等の他の金利引下げメニューとも併用できます）

❷金利引下げ幅を最大年▲1.0%に拡充

新しいポイント制度を導入し、金利引下げ幅を従来の最大年▲0.5%から最大年▲1.0%に拡充

※1 借入申込時に子ども（胎児および孫を含みます。ただし、孫にあってはお客さまとの同居が必要です。）を有しており、借入申込年度の4月1日において当該子どもの年齢が18歳未満である世帯をいいます。
※2 借入申込時に夫婦（同性パートナーを含みます。）であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。
●【フラット35】子育てプラスは、借換融資にはご利用いただけません。

家族構成と建て方に合わせた組合せで金利を引下げ！まずはメニューをチェック☑

（下記①～⑤のグループごとに選択できるメニューは1つまでです。）

ここに注目！ お子さまの人数や住宅の性能等に応じて金利引下げポイントが加算されます。
1ポイントで5年間年▲0.25%の金利引下げとなります。
【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は、4ポイント（当初5年間年▲1.0%）が上限です。

新築戸建住宅　新築マンション　中古住宅

家族

① 家族構成を確認しましょう

【フラット35】子育てプラス

- ☐ 若年夫婦世帯※1 または子ども※2 1人 Ⓟ
- ☐ 子ども※2 2人 ⓅⓅ
- ☐ 子ども※2 3人 ⓅⓅⓅ
- ☐ 子ども※2 N人 Ⓟ×N

＋

住宅

② 性能を確認しましょう

【フラット35】S

- ☐ ZEH ⓅⓅⓅ
- ☐ 金利Aプラン ⓅⓅ
- ☐ 金利Bプラン Ⓟ

＋

③ 劣化状況を確認

NEW **【フラット35】中古プラス**

- ☐ 基準を満たす住宅 Ⓟ

＋

④ 管理・修繕を確認しましょう

【フラット35】維持保全型

- ☐ 長期優良住宅 Ⓟ
- ☐ 予備認定マンション Ⓟ
- ☐ 管理計画認定マンション Ⓟ
- ☐ 安心R住宅 Ⓟ
- ☐ インスペクション実施住宅 Ⓟ
- ☐ 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 Ⓟ

＋

エリア

⑤ エリアを確認しましょう

【フラット35】地域連携型　【フラット35】地方移住支援型

地方公共団体の支援があるエリアの場合、下記のいずれかをチェック☑

- ☐ 子育て支援・空き家対策 ⓅⓅ
- ☐ 地域活性化 Ⓟ
- ☐ 地方移住支援型※3 ⓅⓅ

ポイント合計数と引下げ金利対応表

	当初5年間	6～10年目	11～15年目
0.25%	1P	5P	9P
0.50%	2P	6P	
0.75%	3P	7P	
1.00%	4P	8P	

NEW チェックした項目のⓅの数を記入！合計ポイントに応じて金利を引下げ！

家族構成 ☐ ポイント ＋ 性能 ☐ ポイント ＋ 劣化状況 ☐ ポイント ＋ 管理・修繕 ☐ ポイント ＋ エリア ☐ ポイント → ☐ ポイント※

※【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は、4ポイント（当初5年間年▲1.0%）が上限です。

	当初5年間	6～10年目
1ポイント Ⓟ	年▲0.25%	
2ポイント ⓅⓅ	年▲0.50%	
3ポイント ⓅⓅⓅ	年▲0.75%	
4ポイント ⓅⓅⓅⓅ	年▲1.00%	
5ポイント ⓅⓅⓅⓅⓅ	年▲1.00%	年▲0.25%
6ポイント ⓅⓅⓅⓅⓅⓅ	年▲1.00%	年▲0.50%

⋮

7ポイント以上もOK！

※1 借入申込時に夫婦（同性パートナーを含みます。）であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。
※2 借入申込年度の4月1日において18歳未満である子（胎児および孫を含みます。ただし、孫にあってはお客さまとの同居が必要です。）をいいます。※3 インスペクション実施住宅は、【フラット35】中古プラスと併用することはできません。※4 地方移住支援型のみを利用する場合は、上記によらず当初5年間年▲0.6%となります。
●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューは、借換融資には利用できません。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。●【フラット35】S等で金利の引下げの適用をご希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】子育てプラスおよび新しいポイント制度は、2024年2月13日以降の資金受取分から適用します。